

令和6年度強い農業づくり総合支援交付金のうち
農業支援サービス事業支援タイプに係る公募要領

第1 総則

令和6年度強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ（以下「本事業」という。）に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めるとおりです。

なお、本公募は令和6年度政府予算原案に基づくものであるため、成立後の予算の内容により事業内容、予算額等に変更があり得ることをあらかじめ御了承の上、御応募願います。事業実施に当たっては、本予算成立後に制定される交付等要綱（以下「要綱」という。）により実施してください。

第2 事業内容及び応募者の要件等

本事業の補助事業者（以下、「事業実施主体」という。）、事業要件、交付率、取組内容等については、強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプの概要（別紙1）のとおりとします。

第3 交付対象経費の範囲

交付対象となる経費の範囲は要綱に定める経費で、農業支援サービスの取組に必要な農業用機械等の取得又はリース導入に係る費用とします（別紙1）。

また、交付対象経費であっても、証拠書類（請求書、領収書の写し等）によって金額、内容等が確認できないものについては交付対象となりません。

なお、申請に当たっては、実際に交付される交付金の金額については、交付対象経費等の精査により減額することもありますので御留意ください。

申請交付金額については、千円単位で計上することとします。

第4 申請できない経費

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※
（※交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいいます。）
- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

第5 申請書類の作成、提出期限等

1 申請書類

(1) 事業計画書（別紙2）

(2) (1) に関する添付書類

（事業の実施体制、財務状況が分かる資料（原則として過去3か年分の財務三表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関（またはそれに準じる組織）の証明があることが望ましい。））、別添1 機械リース計画書（機械リース導入の場合）、別添2 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート等）

(3) 申請書類チェックシート（別紙3）

2 申請期限：令和6年2月20日（火）23時59分まで（必着）

3 事業の内容、申請書類等の作成等に関する問合せ先

本事業についての問合せ先は、以下のとおりです。

なお、問合せの受付時間は、午前10時から午後5時まで（土・日・祝祭日及び午後0時から1時までを除く）とします。

【問合せ先】

農林水産省農産局技術普及課 農業支援サービスユニット

電話（ダイヤルイン）：03-6744-2221

メールアドレス：nougyou_service@maff.go.jp

4 申請書類の提出先

申請書類の提出については、申請に必要な書類を添付し、事業実施主体の所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する農政局等へ電子メールにより申請ください。なお、メールの件名は「事業者名〇〇_強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」とし、メール本文には事業者名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載ください。また、申請書類の提出先については、申請書類提出先一覧（別紙4）を御覧ください。

5 注意事項

- ① 申請事項・書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象外となる場合があります。
- ② 申請事項・書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- ③ 提出後の申請事項・書類については、原則として、資料の差し替え等は不可とします。
- ④ 提出された申請事項・書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用いたしません。

第6 交付金交付候補者の選定について

第5により提出された申請について、審査基準（別紙5）に基づき、農林水産省農産局

に設置する選定審査委員会の審査を行い、応募者の中から交付金交付候補者を選定します。

1 審査の方法

提出された事業計画書等については、外部の有識者等で構成される選定審査委員会において、ポイント付けによる審査基準に基づき審査を行い、ポイントの高い順に採択優先順位を定め、予算の範囲内で採択優先順位の高い者を交付金交付候補者として選定するものとします。同ポイントとなった申請が複数あった場合は、事業費が小さいものを優先的に採択するものとします。

選定審査委員会による指摘等があった場合には、指摘等を反映した申請書類を提出させることがあります。なお、この場合にあっても、ポイントの加算は行わないものとします。

2 審査の観点

取組内容と実現可能性、農業現場への貢献度、取組内容・技術等の新規性等の観点から審査を行います。

なお、事業計画書等の提出から過去3年以内に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業計画の審査においてその事実を考慮するものとします。

3 審査結果の通知等

選定審査委員会の審査結果報告等に基づき、交付金交付候補者として選定された者に対してはその旨を、それ以外の申請者に対しては交付金交付候補者として選定されなかった旨を、それぞれ要綱に基づき通知するものとします。審査の経過や審査結果に関するお問合せにはお答えできませんので、予め御了知ください。

第7 事業実施主体に係る責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

1 交付金等の経理管理

交付を受けた交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- ① 事業実施主体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」といいます。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- ② 事業実施主体は、交付金の経理状況を常に把握するとともに、交付金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体は、要綱を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」といいます。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- ① 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- ② 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

また、農林水産大臣が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた交付金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体に帰属しますが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを約していただきますので、その旨御了解していただいた上で御応募願います。

- ① 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- ② 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で、知的財産権を利用する権利を国に許諾すること。
- ③ 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間に於いて、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた交付金の額を限度として、交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただくことがあります。

6 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた交付金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。

事業実施主体は、農業関係者、都道府県等行政機関、国内外の学会等に対して、本事業により得られた事業成果の公開・普及に努めることとします。

また、本事業期間中における取組内容及び本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、事業実施主体による新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必

ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出してください。

報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできません。

7 農業支援サービス情報表示ガイドラインに沿った情報表示について

本事業に申請する者は、農業者等が各種農業支援サービスを比較・選択できる環境の整備に向け、サービスの内容や料金、オプション、手続き等、サービス提供事業者が表示すべき情報、表示することが望ましい情報等の指針として、農林水産省が策定した「農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン」に沿ったサービス提供を行うことについて、同意したものとみなします。また、サービス事業として実施する場合には、原則、本ガイドラインに賛同する事業者を掲載した「農業支援サービス情報表示ガイドラインに基づく整理表」（農林水産省 HP（農業支援サービス関係情報：農林水産省（maff.go.jp））にて公表中）へ登録いただきます。

8 その他

本事業実施期間中又は終了後、本事業の波及効果を分析し次年度以降の政策立案等に反映させるため、実施した農業支援サービス事業の利用効果や事業実施主体とサービス利用者双方の経営効果等を報告していただくことがありますので、事業実施主体は上記効果を調査・把握することとし、国からのアンケートやヒアリング等を実施する場合には御協力をお願いします。

別紙1 強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプの概要(第2関係)

区分	事業内容及び交付対象経費	補助事業者	交付率	実施要件	実施期間	成果目標	重要な変更
強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ	本事業の交付対象経費は、以下に掲げる取組に必要な農業用機械等の取得又はリース導入(*1)に係る費用とし、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものとする。 (1) 農業者の行う農作業を代行する取組(受委託契約の下で作業を代行するものに限る。) (2) 農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組 (3) 作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組 (4) 農産物(生育途中のものを含む。)、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組 (5) 上記取組のうち、いずれか2種類以上を組み合わせたサービスを提供する取組	・農業支援サービス事業を新たに始める事業者又は新たな農業支援サービス事業の展開を行う既存の事業者であって、以下に定める者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者 (4) 農業者の組織する団体 (5) 公社 (6) 土地改良区 (7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (8) 民間事業者(*2) (9) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 (10) 特認団体 (11) コンソーシアム(*3)	・1/2 (交付限度額1,500万円)	以下の要件を全て満たすこととする。 ・別表に掲げる農業支援サービス事業を新たに実施すること ・事務手続を適正かつ効率的に行うための体制が整備されていること	・1年間	・農業支援サービスの育成・普及に向けた成果目標は、(1)から(3)のいずれかを選択することとする (1) 事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る目標 (2) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る目標 (3) 事業実施主体の提供するサービスの売上に係る目標 ・成果目標の目標年度は事業実施年度の翌々年度とする	・事業実施主体の名称の変更 ・事業の中止又は廃止 ・事業費の30%を超える増又は交付金の増 ・事業費又は交付金の30%を超える減

*1:農業用機械等をリース導入する場合、以下の要件を満たすものとする。
(1) 申請方式については、事業実施主体とリース事業者との共同申請を原則とする。この場合の交付金は、事業実施主体が共同申請者としたリース事業者へ支払うこととする。
(2) 農業用機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。
(3) リースによる導入に対する交付金(以下「リース料交付額」という。)については、次の算式によるものとする。
「リース料交付額」＝「リース物件購入価格(税抜き)」×交付率(1/2以内)
ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。
「リース料交付額」＝「リース物件購入価格(税抜き)」×「(リース期間)÷「法定耐用年数)」×交付率(1/2以内)
「リース料交付額」＝「(リース物件購入価格(税抜き))－「残存価格)」×交付率(1/2以内)
(4) 農業用機械等のリース導入に対する交付金の交付を行う地方農政局長等は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画の審査においては、財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。

*2:「民間事業者」は、農業支援サービス事業を新たに始める者又は新たな農業支援サービス事業の展開を行う既存事業者であるものとする。

*3:「コンソーシアム」は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
(1) 都道府県、市町村、農業関係機関(農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等)、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等により構成されていること。
(2) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
(3) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約(以下「コンソーシアム規約」という。)が定められていること。
(4) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
(5) 各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

【交付対象基準】
(1) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス(AGMIRU「アグミル」)の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
(2) 交付の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に確実に加入するものとする。
(3) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等)に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)
の期間内における本対策の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
(4) 本体価格(複数の物品をまとめて使用する場合にあっては一式の価格)が50万円以上(税抜き)の農業用機械等(アタッチメントを含む。)であること。
(5) 原則、新品であること。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等(法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。))が2年以上の農業用機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。
(6) 農業用機械等を導入する場合、以下の要件を満たすものとする。
ア 交付対象は、農業支援サービス事業の取組に必要な農業用機械等に限るものとする。
イ 農業用機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
ウ 農業用機械等の導入を行った場合は、本要綱第24に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。
地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
(7) 次に掲げる経費は、交付対象としない。
ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
イ 他の国庫補助金を受けた(又は受ける予定の)経費
ウ 本体価格が50万円未満(税抜き)の農業用機械等(アタッチメント含む。)の導入又はリース導入に係る経費
(8) 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ(以下、「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本取組を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface(複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組み。以下、「API」という。)を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備しているものを選定すること。

(別表)農業支援サービス事業

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	・ 農業者の行う農作業を代行する取組	・ 受委託契約の下で作業を代行するものに限る。
機械設備供給型	・ 農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	・ 作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	・ 農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	・ 上記取組のうち、いずれか2種類以上を組み合わせたサービスを提供する取組	

強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ

事業計画書

事業実施年度： 令和〇 年度

事業実施主体名：

代表機関名：

※コンソーシアム等代表機関がある場合のみ記載

1 事業実施主体

代表者名	〇〇（代表機関名・役職） 〇〇 〇〇（氏名）
------	------------------------

構成員	
オブザーバー	

※構成員が複数いる又はオブザーバーがいる場合、実施体制及び役割分担が分かる資料を添付すること。

目標年度	令和〇年度
------	-------

※事業実施年度の翌々年度とする。

2 農業支援サービスの育成・普及に向けた取組方針

「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」審査基準も踏まえ、以下の（１）から（３）は必須、（４）（５）は該当する場合のみ記載すること。

（１）取組内容と実現可能性

・取組内容 ・取組内容の実現可能性はどの程度か ・事業として発展していくことがどの程度期待できるか ・構成組織・人員等の面で実現できるような体制が整っているか 等を確認することができるよう、添付書類にある客観的根拠を参照しつつ、具体的に記載すること。

（２）農業現場への貢献度

・労働時間の削減やコストの低減等を通じて、どの程度農業現場の役に立つか ・どの程度多くの農家の役に立つか ・取組が1つの産地に留まらず、広まっていくことが期待されるか ・作業を外注するという意識を定着させ、農業現場・農業者の意識に変革をもたらすものであるか 等を確認することができるよう、添付書類にある客観的根拠を参照しつつ、具体的に記載すること。
--

※上記項目について、「4 農業支援サービスの育成・普及に向けた成果目標」で設定する成果目標に係る客観的根拠を提示しつつ、具体的に記載して下さい。

(3) 取組内容・技術等の新規性

- ・これまでの農業現場では見られなかった新規性のある取組内容（例えば、農業機械のシェアリングなど）か
 - ・これまでになかったビジネスモデルであるか
 - ・その他、何らかの新規性があるか
- 等を確認することができるよう、添付書類にある客観的根拠を参照しつつ、具体的に記載すること。

(4) 取組内容について①利用者と生産方式の変革に関する取り決めを行っている場合、その旨をご記載ください

本事業を実施するにあたり、スマート農業機械の稼働率を最大化するために、

- ・作付け時期、収穫時期の調整
- ・品種や栽培方法の変更

等、サービス利用者と一緒になって、これまで行ってきた生産方式の変更を伴った取組を行う場合には、添付書類にある客観的根拠を参照しつつ、具体的に記載すること。

(5) 取組内容について、②産地の労働集約型作物のニーズへの対応、③輸出の拡大等に向けた低コスト生産、

④環境負荷低減と生産性向上の両立に取り組む場合、または⑤農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定、⑥みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合、⑦サービス提供先に環境負荷低減事業活動実施計画の認定有機農業者を含む場合はその旨をご記載ください

	②	③	④	⑤	⑥	⑦
実施している						

※選択した項目ごとの詳細を、添付書類にある客観的根拠を参照しつつ、具体的に記載すること。

②…～～～を実施。
③…～～～を実施。
…

3 目標年度までの年度活動計画

1年目：○年度の活動計画
2年目：○年度の活動計画
3年目：○年度の活動計画
その他

4 農業支援サービスの育成・普及に向けた成果目標

(1) から (3) のいずれかを選択

(1) 事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る目標

	令和○年度 (事業実施前年度、現状)	令和○年度 (事業実施年度)	令和○年度 (事業実施翌年度)	令和○年度 (事業実施翌々年度、目標年度)
経営体数				

(2) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る目標

	令和○年度 (事業実施前年度、現状)	令和○年度 (事業実施年度)	令和○年度 (事業実施翌年度)	令和○年度 (事業実施翌々年度、目標年度)
農地面積 (ha)				

(3) 事業実施主体の提供するサービスの売上に係る目標

	令和○年度 (事業実施前年度、現状)	令和○年度 (事業実施年度)	令和○年度 (事業実施翌年度)	令和○年度 (事業実施翌々年度、目標年度)
売上 (万円)				

(参考) 想定している地域等 (任意)

--

5 事業費の具体的な内訳

(1) 経費の配分及び負担区分

農業機械の名称	取得予定年月	単価、台数等	補助事業に要する 経費(円、税込)	負担区分		備考
				国庫補助金(円)	その他(円)	
ア 農業用機械のリース導入						
イ 農業用機械の取得						
記載例：無人ロボットトラクタ	〇年〇月	30,000,000円、1台	33,000,000	15,000,000	18,000,000	除税額30,000,000円 うち国費15,000,000円
合計						

※1：取組を行うメニューについて、適宜、行を追加して記入すること。

※2：備考欄には仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

※3：各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。基礎等は別添資料でも可。

※4：農業用機械等を、リース導入でなく取得する場合は費用対効果分析を行うこと。

※5：農業用機械をリース導入する場合は別添1の機械リース計画書を添付すること。

(2) 事業完了（予定）年月日

年 月 日

(3) 添付書類（添付書類の電子ファイル名には、事業実施主体名および以下の添付書類名を記載ください。）

（例：事業実施主体名「〇〇農産」の場合→「〇〇農産_3. 財務資料（財務三表）」「〇〇農産_7. 経費使用に関する参考資料（見積書）」等）

1. コンソーシアム等の規約等 2. 実施体制図（必須） 3. 財務資料（必須） 4. 根拠データ（必須） 5. 事業計画書（必須） 6. 経費使用に関する参考資料（必須） 7. 機械リース計画書 8. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（必須） 9. 審査基準の加算ポイントに係る証拠書類 10. 費用対効果分析 11. 申請書類チェックシート（必須） 12. その他参考資料

(4) オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を
☐ 整備している ☐ 整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー
(令和5年9月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、
Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

6 活動評価と改善の方法

(1) サービス提供による利用者からの評価を得る方法について

(2) 利用者からの評価に対する改善体制・方法等について

別添 1 の 1（別紙 2 関係）

（共同申請者記載）

（リース方式による機械等の導入の取組用）

機械リース計画書

年 月 日

地方農政局長等 殿

【事業実施主体名】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

〒

—

住所

電話番号

【リース事業者名】

フリガナ

事業者名

代表者名

〒

—

住所

電話番号

※導入する機械によって
リース事業者が異なる
場合はリース業者毎に
作成してください。

強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプの

- 1 リース計画に基づいて、次の取組を行います。
機械リース計画書を作成したので提出します。
- 2 リース事業者がリース計画に違反した場合（リース事業者の責めに帰さない場合を除く。）
及び事業中止した場合には、リース事業者が地方農政局長等に交付金を返納します。
- 3 本取組に係る交付金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて
合意します。
- 4 リース料交付額 _____ 円
- 5 取組の内容
別添個票のとおり。

別添 1 の 2（別紙 2 関係）

（共同申請者記載）

個票（リース方式による機械等の導入の取組用）

機械リース計画書（No.○）

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	現有機の有無 （有の場合：能力・取得年月・台数など）			
リース期間	開始日～終了日（※ 1）	～（年）		
	リース借受日から○年間（※ 2）	（年）		
リース物件購入価格（税抜き）		（円）		
うちオプション分（税抜き）		（円）		
残存価格（リース期間終了後の残価設定）		（円）		
リース料交付額		（円）		
リース諸費用（金利・保険料・消費税）		（円）		
うち税相当分		（円）		
機械利用者負担リース料（税込み）		（円）		
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注 1：※ 1 及び※ 2 については、いずれかを記入すること。

注 2：リース料交付額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。

A: [リース物件購入価格（税抜き）] ×（リース期間／法定耐用年数）× 1／2 以内

B: ([リース物件購入価格（税抜き）]－[残存価格]) × 1／2 以内

注 3：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注 4：添付書類は、以下のとおり。

① 複数の販売会社の見積書の写し等（3 社以上、全社分）

② その他地方農政局長等が必要と認める資料

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（１）適正な施肥

- ※農産物等の調達を行う場合
- ☐ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

（２）適正な防除

- ※農産物等の調達を行う場合
- ☐ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

（３）エネルギーの節減

- ☐ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
- ☐ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
- ☐ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

（４）悪臭及び害虫の発生防止

- ※肥料・飼料等の製造を行う場合
- ☐ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

- ☐ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
- ☐ 資源の再利用を検討

（６）生物多様性への悪影響の防止

- ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合
- ☐ 生物多様性に配慮した事業実施に努める
- ※特定事業場である場合
- ☐ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

（７）環境関係法令の遵守等

- ☐ みどりの食料システム戦略の理解
- ☐ 関係法令の遵守
- ☐ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
- ※機械等を扱う事業者である場合
- ☐ 機械等の適切な整備と管理に努める
- ☐ 正しい知識に基づく作業安全に努める

**強い農業づくり総合支援交付金のうち
農業支援サービス事業支援タイプ 申請書類チェックシート**

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

区分	申請書類及び添付書類	注意点	チェック欄
実施体制	コンソーシアム等の規約等	コンソーシアム等を構成する場合、構成員、代表者、意思決定方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理方法、内部監査、事務手続に係る不正を防止する仕組み等が記載されているもの	☐
	◎ 実施体制図	事業の実施体制が確認できるもの	☐
	◎ 財務資料	財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの(原則として過去3か年分の財務三表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関(またはそれに準じる組織)の証明があることが望ましい。)	☐
	◎ 根拠データ	事業実施計画に記載している数値(現況及び目標年の面積又は経営体数、サービスの売上等)の根拠が確認できるもの	☐
事業計画	◎ 別紙2 事業計画書		☐
	◎ 経費使用に関する参考資料	経費の単価の設定根拠が確認できる資料(複数事業者からの見積もり等)	☐
	別添1 機械リース計画書	農業用機械をリース導入する場合は別添1の機械リース計画書を添付すること。	☐
	◎ 別添2 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート	環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付すること。	☐
	審査基準の加算ポイントに係る証拠書類	公募要領 別紙5 審査基準の加算ポイントに係る取組を行う場合はその証拠書類を添付すること。(審査項目4の⑤～⑦に係る取組を行う場合は計画の認定がわかる書類を添付する 等)	☐
	費用対効果分析	農業機械を導入する場合は、費用対効果分析を実施し添付すること	☐
共通	◎ 申請書類チェックシート	本チェックシート	☐
	その他参考資料	事業計画等の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること。	☐

注1) ◎印の付いた資料については必ず提出して下さい。

注2) 申請内容等の確認のため、必要に応じて、農林水産省から追加の資料を求める場合があります。

別紙 4

令和 6 年度 強い農業づくり総合支援交付金（農業支援サービス事業支援タイプ）の
申請書類提出先一覧

都道府県	提出先	電話番号	メールアドレス
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課	011-330-8807	smart-hdao@maff.go.jp
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	東北農政局 生産部生産技術環境課	022-221-6214	seigika_tohoku@maff.go.jp
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県	関東農政局 生産部生産技術環境課	048-740-0447	kantosmano@maff.go.jp
新潟県・富山県・石川県・福井県	北陸農政局 生産部生産技術環境課	076-232-4893	seigikan_hokuriku@maff.go.jp
岐阜県・愛知県・三重県	東海農政局 生産部生産技術環境課	052-746-1313	agsp_tokai@maff.go.jp
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿農政局 生産部生産技術環境課	075-414-9722	kinki_kankyougijyutu@maff.go.jp
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	中国四国農政局 生産部生産技術環境課	086-224-4511	seigikan.chushi@maff.go.jp
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州農政局 生産部生産技術環境課	096-300-6273	smart_kyushu@maff.go.jp
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課	098-866-1653	sumanou.okinawa.p4s@ogb.cao.go.jp
問合せのみ対応可	農林水産省 農産局技術普及課	03-6744-2221	-

注意)

- ・メールアドレスの記載がない場合は電話にてお問い合わせください。
- ・電話の受付時間は平日 10:00～12:00、13:00～17:00 のみとなります。

令和 6 年度「強い農業づくり総合支援交付金のうち
農業支援サービス事業支援タイプ」審査基準

令和 6 年度「強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ」の審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- ・ 過去 3 か年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同団体を含む。）の場合
- ・ 審査項目 1 から 3 のいずれかにおいて審査委員の過半から 2 点以下の採点を受けた場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1 取組内容と実現可能性	事業計画に記載の取組について ・ 取組内容の実現可能性はどの程度か ・ 事業として発展していくことがどの程度期待できるか ・ 構成組織・人員等の面で実現できるような体制が整っているか	特に優れている 5 点（満点） 優れている 4 点 普通 3 点 やや劣る 2 点 劣る 1 点
2 農業現場への貢献度	事業計画に記載の取組について ・ 労働時間の削減やコストの低減等を通じて、どの程度農業現場の役に立つか ・ どの程度多くの農家の役に立つか ・ 取組が 1 つの産地に留まらず、広まっていくことが期待されるか ・ 作業を外注するという意識を定着させ、農業現場・農業者の意識に変革をもたらすものであるか	特に優れている 5 点（満点） 優れている 4 点 普通 3 点 やや劣る 2 点 劣る 1 点
3 取組内容・技術等の新規性	事業計画に記載の取組について ・ これまで農業現場で見られなかった新規性のある取組内容（例えば、農業機械のシェアリングなど）か ・ これまでになかったビジネスモデルであるか ・ その他、何らかの新規性があるか	特に優れている 5 点（満点） 優れている 4 点 普通 3 点 やや劣る 2 点 劣る 1 点

4 その他 (行政との整合)	事業計画に記載の取組について ①スマート農業技術の導入の取組と併せて、当該技術の効率性を高めるため利用者と生産方式の変革※に関する取り決めを行っているか	特に優れている 10 点(満点) 優れている 7 点 普通 3 点 なし 0 点
	事業計画に記載の取組について ②産地の労働集約型作物のニーズに対応したサービスであるか	特に優れている 5 点 (満点) 優れている 3 点 普通 1 点 なし 0 点
	事業計画に記載の取組について ③輸出の拡大や、加工・業務野菜のシェア奪還を目指す産地などにおいて、低コスト生産に資するサービスであるか	特に優れている 5 点 (満点) 優れている 3 点 普通 1 点 なし 0 点
	事業計画に記載の取組について ④環境負荷低減と生産力向上の両立の実現に資するサービスであるか	特に優れている 5 点 (満点) 優れている 3 点 普通 1 点 なし 0 点
	⑤本事業の申請に係る農業支援サービス事業が農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づく事業参入計画の認定を受けている	認定があれば 3 点
	⑥本事業の申請に係る農業支援サービス事業が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている	認定があれば 3 点
	事業計画記載の取組について ⑦サービス提供先の農業者に、法に基づき、法第 19 条第 1 項及び 2 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている	該当があれば 3 点

※生産方式の変革とは

- ①スマート農業技術に適した新品種（茎が長い、硬い、色、大きさ、着果のばらつきが少ない品種等）や、機械収穫に適した加工用・業務用の栽培品種の導入、または変更
- ②スマート技術に適した栽培方式の変革（省力樹形（樹形の直線的な配置）の導入、農作物の栽培方法や仕立の変更（着果位置の調整等）、畝間の拡大、圃場の形状の変更（区画拡大、ハウス底面のコンクリート化等）に対応した栽培体系の見直しなど）
- ③スマート技術を活用した収穫方法の変更等による出荷・販売方法の変革（加工用・業務用への販路の変更、出荷時期の調整など） 等